2　施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生会社（旧会社更生法第二条第七項に規定する更生会社をいう。）又は開始前会社（同条第六項に規定する開始前会社をいう。）について施行日以後に前条の規定による改正後の会社更生法（第四項において「新会社更生法」という。）第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧会社更生法第百条第四項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

4　施行日前に更生手続開始の決定があった更生事件における更生債権者等（旧会社更生法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。）の議決権については、新会社更生法第百三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（仲裁法の一部改正）

第三十九条　仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「（仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新）」に改め、同条第二項中「時効中断」を「時効の完成猶予及び更新」に改める。

（仲裁法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　施行日前に前条の規定による改正前の仲裁法第二十九条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（破産法の一部改正）

第四十一条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第四百二十三条又は第四百二十四条」を「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七又は第四百二十四条第一項」に改める。

第九十九条第一項第二号中「法定利息」を「破産手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第四号中「額が」の下に「破産手続開始の時における」を加える。

第百六十条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加え、「この条並びに第百六十八条第二項及び第三項において」を削る。

第百六十二条第一項第二号ただし書及び第百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第百七十条第一項中「次に掲げる場合には」を「次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は、」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

第百七十条第一項第一号及び第二号ただし書中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「破産者がした行為が破産債権者を害する」に改め、同項第三号中「場合において、それぞれその前者に対して否認の原因が」を「者で」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（破産者の受けた反対給付に関する転得者の権利等）

第百七十条の二　破産者がした第百六十条第一項若しくは第三項又は第百六十一条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第百六十八条第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、財団債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2　前項の規定にかかわらず、第百六十八条第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5　破産管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第百六十七条第一項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により財団債権となる額（第百六十八条第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあっては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権に関する転得者の権利）

第百七十条の三　破産者がした第百六十二条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第百六十九条の規定により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第百七十六条中「二十年」を「十年」に改める。

第百七十八条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十五条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第二百四十四条の十第四項中「第百六十八条第二項」の下に「及び第百七十条の二第二項」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改める。

（破産法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　施行日前に破産手続開始の決定があった破産事件における劣後的破産債権（前条の規定による改正前の破産法（第三項において「旧破産法」という。）第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権をいう。）については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた破産手続開始の申立て又は施行日前に職権でされた破産手続開始の決定に係る破産事件における否認及び施行日前にされた行為の破産事件における否認については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧破産法第百七十八条第四項（旧破産法第二百四十四条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正）

第四十三条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条中「代金」の下に「（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）」を加える。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第四十四条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「中断等」を「完成猶予等」に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　施行日前に認証紛争解決手続（前条の規定による改正前の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。